

都内音楽大学での法教育授業実施報告レポート（H28.2.5）

平成28年2月5日（金）午後4時00分～午後5時30分、当委員会の3名の弁護士が、都内音楽大学4年生の生徒に対し、労働法の基礎知識に関する出張授業を行いました。

まず、雇用契約について、他の契約との異同等も示しながら解説を行ったあと、労働者の判断基準について説明し、最後に、先方より要望のあった「新国立劇場運営財団事件」判例の紹介・解説を行いました。

次に、解雇、特に普通解雇について、様々な法規制を紹介した後、具体的な事例を挙げ、適宜学生らに質問しながら解説を行いました。

最後は、セクハラ・パワハラについて、具体例等も挙げながら解説した後、実際にハラスメントに遭ってしまった場合の対応手段等も説明しました。

音楽大学での法教育ということで、テーマ設定に悩んだときもありましたが、同大学卒業生によく生じる問題はなにか、という観点から、先方ご担当者様とご連絡を取り合い、上記テーマ選定に至りました。参加した学生は6名と多くはありませんでしたが、試験期間中にもかかわらず授業を受けようと自らの意思で赴いてくれた学生がいたことは大変嬉しいことでした。

終了後、「弁護士に来てもらうのは初めてだったが、今後の継続も検討したい」とのありがたい感想をいただき、ご期待に恥じぬよう、今後もよりよい法教育が行うため努力しなければならぬと感じました。

以上